

横浜市立大岡小学校PTA役員に関する内規

(名称)

(1) 横浜市立大岡小学校PTA役員に関する内規と称する。

(内規の運用範囲)

(2) 本内規の適用をうける者はPTA役員のほか、PTA会長及び常任委員が認めた者とする。

(校外委員三役の免除について)

(3) PTA役員任期終了後、6年間は校外委員三役を免除とする。ただし、再選を妨げない。

(4) その他、必要に応じて常任委員会で協議し執行する。

(5) 本内規の改廃は、常任委員会の承認を得なければならない。

(6) 本内規は、令和4年3月24日より実施する。